

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回六戸町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

1 番 松 村 英 子 君

2 番 盛 田 嘉 彦 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7番、久田伸一君。

議会運営委員長（久田伸一君）

おはようございます。

報告いたします。

去る5月1日告示となり、本日招集されました令和6年第4回六戸町議会定例会の会期等に関して、5月31日午前10時より議会運営委員会を開催し審議した結果、本定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日6月7日から6月11日までの5日間とすることに決定を

いたしましたので、議員各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（下田敏美君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6月7日より6月11日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月7日より6月11日までの5日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、一部事務組合議会議員による組合議会報告を行います。

十和田地域広域事務組合議会報告、11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

十和田地域広域事務組合の報告をいたします。

去る令和6年5月23日15時より、十和田市消防庁舎3階講堂において、令和6年第1回十和田地域広域事務組合臨時会が開催されました。

提案された案件は、令和6年度の学校給食特別会計補正予算案など、議案3件と報告1件でありました。これらを一括審議した結果、原案どおり可決及び承認をし、閉会をいたしました。

補正は、県の給食費の無料化事業に対するもので、56万2,000円を追加し、総額を5億9,389万円としたものであります。

報告は以上となりますが、関係書類については、事務局に届けておきましたので、閲覧さ

れる方は事務局にて閲覧をしていただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

議 長（下田敏美君）

以上で一部事務組合議会議員による組合議会報告を終わります。

次に、町の監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、報告いたします。

なお、お手元に配付してあります例月出納検査結果報告書は、令和6年2月分から令和6年4月分までの3か月分であります。いずれも計数的に誤りがないと報告されております。

次に、本日までに受理した陳情は、会議規則第89条及び第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり2件で、六戸町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書は、総務常任委員会へ付託とし、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情については、議員配付とすることといたしました。

なお、本陳情書の取扱いについては、過般の議会運営委員会において審議していただいておりますので、申し添えます。

次に、議長並びに議会関係活動報告については、お手元に配付してあります活動報告書により報告に代えさせていただきます。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本定例会に町長より提出された議案は、議案第25号から議案第29号までの議案5件であります。

これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（佐藤陽大君）

皆様、おはようございます。

令和6年第4回六戸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、心から御礼申し上げます。

本定例会では、議案5件の審議をお願いいたしますが、開会に当たり、町の出来事等につ

いて一言申し述べさせていただきます。

まず、基幹産業であります農作物についてでございますが、この冬が暖冬であったことと春先が比較的好天に恵まれたため、稲作は、5月の連休以降、田植作業も順調に進み、瞬く間に緑一面の田園風景となりました。

また、先月の22日には、宮下県知事が当町を訪れ、はれわたり作付け農家を激励し、意見交換をしていただいたところであります。

今後しばらくは気温が平年に比べ高い見通しのため、今後の水稲、畑作とも生育、農作業が順調に進み、豊作と堅調な価格推移を期待するものであります。

また、長芋の春掘りについては、一昨年の大雨の影響での種不足と昨年の猛暑の影響で収穫に苦労したと聞いており、収量は平年並み、品質は平年を下回る結果となりました。

町の出来事といたしましては、5月10日に町戦没者追悼式、25日から今月2日にかけて六ヶ所村を主会場に上北郡総合スポーツ大会が開催されました。また、町内小中学校では、各学校で行うことが最後となる運動会が盛大に開催されました。

今後の町の事業といたしましては、7月にはサマーフェスティバル、8月には二十歳のつどい、9月には秋まつりや県民駅伝競走大会などが予定されておりますので、議員各位のご理解とご支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。

メイプルスタジアムでは、春季青森県高校野球選手権が開催され、7月には甲子園への出場をかけた全国高校野球選手権青森大会も予定されております。

令和8年度に青森県を開催地として国民スポーツ大会が開催される予定となっておりますが、メイプルスタジアムが軟式野球競技の会場となっているため、今年度、フィールド及びラバーフェンスの改修を行うこととしております。そのため、9月から今年度末までスタジアムの使用ができなくなりますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

六戸町立義務教育学校六戸学園建設事業につきましては、着実に進んでいるところであります。現在は学校校舎に係る躯体工事を順調に進めており、その後は屋内運動場、町立図書館の建設となります。最適な教育環境を早期に整えるため、議員の皆様にはより一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、今議会定例会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第25号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、令和6年度から導入されている国税である森林環境税の賦課徴収について、市町村において地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされたため、規約の変更について協議するものであります。

議案第26号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、特別災害による被害者に対する税減免の特別措置に関する条例が改正されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

議案第27号 六戸町環境美化条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、地域の課題に対応できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第28号 令和6年度六戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に4,163万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ135億6,263万2,000円とするものであります。

議案第29号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に90万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ12億8,599万5,000円とするものであります。

以上、本定例会に提案いたしました案件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長よりご説明を申し上げますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私からの説明といたします。

ありがとうございました。

議 長（下田敏美君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 議員提出議案の一括上程を議題といたします。

本定例会に提出されました議員提出議案は、発議第2号、発議第3号の発議2件であります。これを一括上程いたします。

議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

久田委員長。

議会運営委員長（久田伸一君）

それでは、発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、改正をするものであります。

この規則は、公布の日から施行するものです。

次に、発議第3号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、改正をするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではありますが、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議 長（下田敏美君）

議会運営委員会委員長の提案理由の説明が終わりました。

これをもちまして、本日の議事日程を全部終了いたしました。

次の本会議を6月10日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

散会（午前10時20分）